

小林総合庁舎ほか昇降機点検整備業務委託契約書(案)

宮崎県（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、小林総合庁舎ほか昇降機点検整備業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める 小林総合庁舎ほか昇降機点検整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検整備委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委	託	料	金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)
消費税及び地方消費税額			金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)
合	計		金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、実施報告書（以下「報告書」という。）に点検の状況を撮影した写真を添付の上、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 期 間	金 額	実 施 期 間	金 額
令和 7 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 8 年 1 月～ 3 月	円
令和 8 年 4 月～ 6 月	円	令和 8 年 7 月～ 9 月	円
令和 8 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 9 年 1 月～ 3 月	円
令和 9 年 4 月～ 6 月	円	令和 9 年 7 月～ 9 月	円
令和 9 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 1 0 年 1 月～ 3 月	円
令和 1 0 年 4 月～ 6 月	円	令和 1 0 年 7 月～ 9 月	円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、仕様書に定める点検を実施しないとき。
- （2） 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続することが困難になったと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実であること、その他この契約に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認

められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲

が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

小林総合庁舎ほか昇降機点検整備業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和５年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。

2 点検整備業務の対象範囲

庁舎に設置されている昇降機設備。

委託対象となる昇降機設備概要については下記表のとおり。

3 委託場所

1	小林総合庁舎（小林市細野３６７番地２）
	型 式：日本オーチス・エレベータ（株）製 方 式：ロープ式インバーター制御方式 用 途：乗用 １台 仕 様：３ヶ所停止 １台 １１名乗 750kg 60m/min 車椅子仕様 地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 音声案内 戸開走行保護装置
2	高鍋総合庁舎（高鍋町大字北高鍋３８７０番地１）
	型 式：日本オーチス・エレベータ（株）製 方 式：ロープ式インバーター制御方式 用 途：乗用 １台 仕 様：３ヶ所停止 １台 １１名乗 750kg 45m/min 車椅子仕様 地震時管制運転 火災時管制運転 停電時自動着床装置 音声案内 かが内防犯カメラ 戸開走行保護装置

4 委託期間

令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日まで。

5 技術者

次のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

- （１） 一級建築士又は二級建築士
- （２） 昇降機等検査員

6 業務内容

- （１）点検内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書令和５年版」の内容に準じるものとする。

- （２）昇降機の定期点検及び整備は、特に訓練された作業員及び専門の検査員に従事させ、ＰＯＧ方式による点検を通常月１回行うこと。ただし、乙の負担により遠隔点検装置を設置する場合は、３ヶ月間の点検３回の内２回を遠隔点検装置による点検とすることができる。

また、年１回、設備全般の精密点検の結果を建築基準法施行規則第６条第３項に基づく昇降機の「定期点検成績表・点検表」により報告すること。

※「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が正常なエレベーター運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベーターの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。

- (3) 昇降機設備のオイル、グリース及び消耗品的なものについては、受託者の負担において取り替えること。点検の結果、消耗品以外の部品等の取替えを要する場合は、直ちに委託者に報告するものとする。
- (4) 昇降機が故障した場合は、自ら若しくは県からの要求に応じ、速やかに作業員を派遣し迅速に修理すること。
- (5) 昇降機が故障した場合に、交換する修理部品については昇降機製造メーカーが保障する部品を使用すること。
- (6) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (7) 点検実施後は、県税事務所にて「確認印」をもらうこと。
- (8) 点検時間については、県税事務所担当者と協議のうえ実施すること。